

みんなの補助制度



平成30年4月

小清水町

目次

子どもに関すること	p 2-4
高齢者に関すること	p 4-5
介護認定を受けている方に	p 6
障害をお持ちの方に	p 6-7
ひとり親家庭に	p 8
国民健康保険に加入されている方に	p 8
農業者の皆さまに	p 9
中小企業の皆さまに	p 9
商工業者の皆さまに	p 10
地域の皆さまに	p 10-11
団体に活動されている皆さまに	p 11-12
住まいに関すること	p 13-14



子どもに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
任意予防接種費助成事業	インフルエンザ・おたふくかぜ・ロタウイルスのワクチンを接種するとき	3ワクチンの接種費用を全額公費で負担します。 【接種対象者】 ・インフルエンザワクチン 乳幼児～高校生まで ・おたふくかぜ 1歳～就学前の幼児 ・ロタウイルスワクチン 2ヶ月～6ヶ月の乳児	保健福祉課 健康推進係 (62)4480
特定不妊治療費助成事業	体外受精及び顕微授精など特定不妊治療を受けているとき	北海道が実施する北海道不妊治療費助成事業に上乘せしめて町が助成します。 ・北海道の助成額 1回の治療につき15万円を上限 ・町の助成額 1回の治療につき5万円を上限 ※申請1年度目は年3回、2年度目以降は年2回を限度に、通算5年間（10回まで）助成します。（北海道の助成制度に準じるため、変更となる場合もあります）	保健福祉課 健康推進係 (62)4480
乳幼児及び児童等医療給付事業	乳幼児から中学生までのお子さんが病院にかかったとき	乳幼児から中学生までのお子さんの、通院及び入院に係る医療費の一部負担金を助成します。ただし、基本利用料、食事標準負担額、高額療養費及び保険対象外の経費は助成対象外となります。	保健福祉課 医療保険係 (62)4473
未熟児養育医療費給付事業	未熟児のお子さんが入院したとき	未熟児（出生時体重2,000g以下、体温が摂氏34度以下、呼吸器・循環器・消化器系に異常がある場合など）のお子さんの入院に係る医療費及び入院時の食事標準負担額を助成します。（1歳の誕生日の前日まで）	保健福祉課 医療保険係 (62)4473
私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に就園しているお子さんをお持ちの方	国の要綱に基づき、私立幼稚園の設置者が当該幼稚園に在園する保護者に対し、入園料及び保育料を補助します。 【補助額】世帯の状況や町民税の課税状況により補助額を決定します。 ※私立幼稚園の設置者が代表として申請を行いますが、世帯の状況や課税状況の確認が必要なことから、各保護者からの同意書の提出が必要となります。	教育委員会 生涯学習課 学校教育係 (62)2310
交通遺児養育手当	交通遺児の家庭になったとき	父母、またはそのいずれかが交通災害によって死亡したときに、その方に扶養されていた子が、満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間で支給します。 ※ただし、就労している子は含まれません。 【補助額】・交通遺児1人つき月額3,000円	町民生活課 住民活動係 (62)4472

子どもに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
準要保護児童生徒就学援助費支給制度	学用品の購入などの納入にお困りのとき	<p>小学校・中学校に通うお子さんを持ち、経済的理由で学用品の購入などの納入にお困りの世帯に、就学費用の一部を援助します。</p> <p>【援助の内容】 就学援助（学用品、修学旅行、体育実技用品費など） ※小学校及び中学校に入学する児童生徒の学用品については、入学前に支給します。</p> <p>【認定のしくみ】 援助を受けるためには、「準要保護児童生徒」として認定を受けることが必要です。（世帯の状況や所得等により、関係機関と協議のうえ、教育委員会が認定します）</p>	
特別支援教育就学奨励費支給制度	特別支援学級に就学するお子さんをお持ちの方	<p>小学校・中学校の特別支援学級に就学するお子さんをお持ちの保護者の方の経済的負担を軽減するため、特別支援学級へ就学するために必要な経費（就学奨励費）を支給します。</p> <p>【支給対象経費】 学用品費、通学用品費など</p> <p>【支給額】 国の補助単価により算出した額の範囲内</p> <p>【支給対象者】 小学校、中学校の特別支援学級に就学するお子さんをお持ちの町内に住所を有する保護者の方で、一定の要件を満たす方（但し、就学援助費との重複受給はできません）</p>	教育委員会 生涯学習課 学校教育係 (62)2310
高等学校通学支援事業	オホーツク東学区内の高等学校へ通学するお子さんをお持ちの方	<p>小清水高等学校の閉校に伴い、オホーツク東学区内の高校へ通学する生徒の保護者等を対象に、通学費の一部を支援します。</p> <p>【補助額】 公共交通機関利用者 月額5,000円を超える額 自家用車利用者 月額5,000円</p> <p>※公共交通機関は、3ヶ月以上定期券の購入を基本とします。</p> <p>※北海道教育委員会の通学費等補助給付金受給対象者は、受給後の本人負担額が5,000円を超えた額を助成します。</p> <p>【対象者】 小清水町からオホーツク東学区内の高校へ通学する生徒の保護者等（所得制限なし） ※他市町の助成制度等の対象となる場合は対象外です。</p>	

子どもに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
小清水町奨学金貸付制度	高等学校以上の学校に就学するとき	本町住民のお子さんであって、高等学校以上の学校に就学し学費の支弁が困難な方に、就学費用の一部を無利子で貸付します。※貸付に審査があります。 【貸付限度額】・高等学校 月額 10,000 円 ・大学以上 月額 40,000 円 (高専、短大、専修学校含む) 【償還期限】 学校卒業後 10 年以内 (据置期間 1 年) 【償還の特例】 平成 30 年度以降に新たに本奨学金の奨学生となり、卒業後小清水町に居住し、医療、福祉、介護、保育、教育の有資格者として、町内の特定施設での業務に従事された場合は、その従事期間に応じて償還の一部を減額します。	教育委員会 生涯学習課 学校教育係 (62)2310
給食費助成事業	学校給食などを利用するとき	本町住民のお子さんで、へき地保育所、私立幼稚園、小・中学校に通う児童・生徒の給食費を無償化します。	



高齢者に関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
高齢者等住宅整備助成事業	高齢者の方などが快適で住みよい住宅に改修したとき	【助成額】 世帯全員の所得に応じて支給対象額の 2/3 から 4/4 ※支給対象額の限度額：50 万円	保健福祉課 介護保険係 (62)4473
外出支援サービス事業	定期的な町外通院にタクシーが必要になったとき	外出することが困難な高齢者の方に居宅から町外の医療機関等へのタクシー利用料金を助成します。 【補助額】 タクシー運賃の 8 割 【補助対象者】 町内の病院にない診療科を受診されている方 (年 12 回往復分 (介護認定者の方も利用できます))	

高齢者に関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
高齢者緊急通報システム事業	健康状態・身体状況など、日常生活に不安のある方	緊急通報用の機器を貸与し、急病や事故等の緊急事態における迅速な救助活動を支援します。 【対象者】 おおむね65歳以上の高齢者世帯 【補助額】 全額助成	保健福祉課 介護保険係 (62)4473
高齢者等タクシー利用料給付事業	町内の移動にタクシーを利用したとき	高齢者の方が町内でタクシーを利用した際に、1区間の初乗り運賃を超えた料金を助成します。 【助成額】 タクシーの初乗り運賃を超えた料金 年間48枚を限度に利用券を交付 【助成対象者】 75歳以上の高齢者の方	保健福祉課 福祉係 (62)4473
温泉入湯料給付事業	高齢者の方に入湯招待券(無料)、入湯割引券を交付	【招待券(無料)の交付】 年間12枚(70歳以上の方) 【入湯割引券の交付】 70歳以上の方	保健福祉課 福祉係 (62)4473
高齢者予防接種費助成事業	インフルエンザ・肺炎球菌のワクチンを接種するとき	2ワクチンの接種費用の一部を公費で負担します。 【接種対象者】 ・インフルエンザワクチン 65歳以上の方 ※自己負担額：1,000円 ・肺炎球菌ワクチン 65歳以上、5歳ごとの年齢階層にある高齢者の方 (65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳) ※自己負担額：2,000円	保健福祉課 健康推進係 (62)4480



介護認定を受けている方に

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
介護保険 福祉用具 貸与・購 入サービ ス	福祉用具が 必要となっ たとき	要介護認定を受けた方が生活環境を整えるため、福祉用具を借り上げまたは購入した場合、かかった費用の8割または9割を支給します。 ※限度額：10万円	保健福祉課 介護保険係 (62)4473
介護保険 住宅改修 サービス	住宅改修が 必要となっ たとき	要介護認定を受けた方が生活環境を整えるため、手すりの取り付け・段差の解消等の住宅を改修した場合、かかった費用の8割または9割を支給します。 ※限度額：20万円	
家族介護 用品支給 費	寝たきり高 齢者の方等 を介護して いるご家族 に対して	介護認定の要介護度3・4・5の寝たきり高齢者の方等を介護しているご家族に対して、オムツなどの介護用品を支給します。 (グループホームなどの施設、一定期間以上の入院を除く) 【助成額】1ヶ月：8,000円まで ※超えた分は自己負担となります。	



障がいをお持ちの方に

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
特定疾患 患者等通 院交通費 助成事業	治療等のた め町外の医 療機関に通 院したとき	特定疾患・指定難病・腎臓機能障がい・精神疾患などの障がいをお持ちの方が、その治療等のため町外の医療機関に通院したときに通院費を助成します。 【JR・航空機・バスを利用した場合】 乗車運賃等相当額 【自家用車・タクシーを利用した場合】 1kmにつき20円で算出した額 【その他の給付費】 宿泊料、証明手数料、付き添い同伴者の費用など	保健福祉課 福祉係 (62)4473
補装具給 付費	身体機能を 補完または 代替する用 具が必要に なったとき	【給付する用具】 車イス、補聴器、義肢、装具など 【自己負担】 原則1割負担	

障がいをお持ちの方に

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
日常生活用具給付事業	日常生活に特殊ベッド等の用具が必要になったとき	重度の障がいをお持ちの方などが日常生活の便宜を図るため、特殊ベッド等の用具の購入に対し支給します。 【給付する用具】 特殊ベッド、特殊便器、紙おむつ、蓄尿袋など 【自己負担】 原則 1 割負担	保健福祉課 福祉係 (62)4473
高齢者等タクシー利用料給付事業	町内の移動にタクシーを利用したとき	障がいのある方が町内でタクシーを利用した際に、1 区間の初乗り運賃を超えた料金を助成します。 【助成額】 タクシーの初乗り運賃を超えた料金 年間 48 枚を限度に利用券を交付 【助成対象者】 身体障害者手帳の交付を受けた方で、視覚、聴覚、平衡機能、下肢、体幹及び内部障がいがあり、障がいの程度が 1～2 級の方	
温泉入湯料給付事業	障がいのある方に入湯招待券（無料）、入湯割引券を交付	【入湯招待券（無料）の交付】 ①身体障害者手帳の交付を受けた方で、障がいの程度が 1～2 級の方は年間 12 枚 ②入浴介護が必要とされる重度の心身障がい児（中学生以下で、身体障害者手帳の障がいの程度が 1～2 級または療育手帳の障がいの程度が A 判定の方）で、家族の申し出があった方は年間 48 枚 【入湯割引券の交付】 ①対象 ②対象外	
通所交通費助成事業	施設等に通所したとき	【バス・JRを利用した場合】 乗車運賃等相当額 【自家用車を利用した場合】 1 kmにつき 20 円で算出した額	
重度心身障がい者医療費給付事業	通院及び入院したとき	身体障害者手帳 1 級・2 級及び 3 級（内臓障がい）の方と、重度の知的障がい者と判定または診断された方、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方について、医療費（医療保険適用分）を助成します。原則 1 割の自己負担が伴いますが、非課税世帯の場合は自己負担を免除します。 ※精神障害者保健福祉手帳 1 級の方は、通院のみ対象です。	保健福祉課 医療保険係 (62)4473



ひとり親家庭に

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭の親とお子さんが通院及び入院したとき	母子及び父子家庭における親とお子さんの医療費（医療保険適用分）を助成（母・父については入院のみ）します。 【自己負担】原則 1 割。非課税世帯の場合は自己負担なし。 【給付期間】お子さんが 18 歳（学生は 20 歳）に達するまで	保健福祉課 医療保険係 (62)4473



国民健康保険に加入されている方に

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
療養費の支給	医療費などを全額自己負担したとき	やむを得ず医療費を全額支払った場合に、後日窓口で申請することで、審査決定後、自己負担分を除いた額を払い戻しします。※補装具代、柔道整復師の施術を受けたときなども対象となります。	保健福祉課 医療保険係 (62)4473
高額療養費の支給	同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき	自己負担額が自己負担限度額を超えたとき、限度額（所得区分により異なる）を超えた分を高額療養費として支給します。 ※該当世帯には、支給申請にかかる案内文書を送付します。	
高額医療高額介護合算療養費の支給	1 年間の医療費が高額となった世帯に介護保険受給者がいる場合	医療保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して限度額（所得区分により異なる）を超えたとき、その超えた分を支給します。 ※該当世帯には、支給申請にかかる申請書を送付します。	
移送費の支給	移送の費用が必要なとき	病気やけがなどのため移動が困難な方が、医師の指示によりやむを得ず入院や転院などをして移送に費用がかかったとき、申請により必要と認められる場合、移送費として支給します	
出産一時金の支給	出産したとき	国民健康保険に加入している方が出産したとき。 【支給額】 42万円 ※医療機関との契約により直接出産費用に充てることができます。	
葬祭費の支給	亡くなったとき	国民健康保険に加入している方が死亡したとき。 【支給額】 3万円	
短期人間ドック助成事業	人間ドックを受診するとき	国保加入者（30 歳以上 75 歳未満）の方が町と契約した医療機関で短期人間ドックを受診する際に助成します。 【助成額】 受診費用の 8 割	



農業者の皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
農業機械 共同利用 促進対策 事業利子 補給費補 助金	農業用機械 を共同で購 入したとき	共同利用組織が、農協より融資を受け農業機械等を購入した場合、融資残高に対して一部利子補給します。	産業課 農業振興係 (62)4474
農業振興 資金利子 補給事業	農業用施設 の整備など を行ったと き	農業を営む方が町内金融機関より融資を受け、農業用施設の整備や家畜導入を行った場合、融資残高に対して一部利子補給します。	



中小企業の皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
中小企業 特別融資 利子補給 費補助金	中小企業を 営む方が運 転資金など の融資を受 けたいとき	町内中小企業を経営されている方に対し 運転・設備・近代化資金の貸付を行い、その融資を受けた方に対し、利子の一部（年利 2.2%以内）、及び保証料（当該融資に係る保証料額を上限）の補給を行います。	産業課 商工観光係 (62)4481
中小企業 特別融資 保証料補 給費補助 金		【融資条件】 (1) 運転資金 10,000 千円以内 (2) 設備資金 10,000 千円以内 (3) 近代化資金 30,000 千円以内 (4) 貸付期間 ① 運転資金短期（1 年）長期（3～7 年） ② 設備資金（10 年以内） ③ 近代化資金（15 年以内）	



商工業者の皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
商業起業化支援・活性化事業補助金	魅力ある店づくりを促進するため設備投資等を行うとき	<p>新たに空き店舗等を活用し商業を営む方及び既に商業を営む方が今後も継続して魅力ある店づくりを促進するため設備投資等を行うときに助成します。</p> <p>【補助内容】 店舗の建築・改修費用、店舗の購入費用・賃借料及び備品・機械・器具購入費用（取得価格 20 万円以上で耐用年数が 5 年以上のもの）の一部を補助します。（平成 31 年度まで）</p> <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業費 30 万円以上（消費税等除く） ・補助率 1/3 以内 ・補助限度額 200 万円（下限額 10 万円） 	産業課 商工観光係 (62)4481



地域の皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
自治会活動振興補助金	自治会活動の活性化のため	魅力あるまちづくりのために、各地域で活動している自治会に対し、運営費、行政事務委託費を加入世帯数に応じて補助します。	町民生活課 住民活動係 (62)4472
地域コミュニティ会館整備費補助金	自治会で地域コミュニティ会館を新增改築するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・新築または改築 事業費の 1/2（上限 400 万円） ・増築または大規模改修補助を受けていない会館 事業費の 1/2（上限 100 万円） ・増築または大規模改修補助を受けた会館 事業費の 1/4（上限 50 万円） ・移転改築 補償費を差し引きその差額の 2/10（上限 20 万円） ・飲用水施設整備 事業費の 1/2（上限 20 万円） ・地下ボーリング 事業費の 1/3（上限 25 万円） 	

地域の皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
地域総合物置整備事業費補助金	自治会で物置を新築するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に供する物置 限度額 100 万円 ・地域活動及びへき地保育所用具の保管庫として一体的に整備する物置 限度額 200 万円 	町民生活課 住民活動係 (62)4472
ごみステーション設置費補助金	ごみステーションを新しく設置するとき	ごみ収集を定期的に行うために、ごみステーションカゴを購入した自治会に対し購入費用の 1/2 を補助します。	



団体で活動されている皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
マイライフ・タウン創造事業補助金	地域特性を活かしたまちづくりを推進するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研修事業 対象経費の 10/10 (限度額 20 万円) ・まちづくり活動事業 対象経費の 1/2 (限度額 100 万円) ・初期活動支援事業 対象経費の 10/10 (限度額 5 万円) ・その他特に必要と認められた事業 	企画財政課 企画係 (62)4471
資源リサイクル活動に対する奨励金	廃品回収をするとき	資源のリサイクル運動に取り組んでいる団体に対し、回収した資源物に (1 kg 当たり 5 円) 奨励金を支給します。	町民生活課 住民活動係 (62)4472

団 体で活動されている皆さまに

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
未来へつなく人づくり事業	生涯学習活動を行うとき	<p>地域の教育力向上のため、生涯学習活動を推進する団体及び個人を対象として、各種事業等の実施に対し費用の一部を補助します。</p> <p>【補助の内容】</p> <p>A) 団体主催にて講師等を招き、学習会や講演会などを開催したいとき</p> <p>①講師の謝礼、交通費等の補助 (限度額 15 万円)</p> <p>②社会教育施設等の会場提供 (使用料 100%免除)</p> <p>③広報誌(ふれあい通信)などの活用</p> <p>B) 個人が各種研修事業などへ参加したいとき</p> <p>○各種研修事業等の参加に対し旅費を補助 道内 5万円限度 道外 10万円限度</p> <p>○参加負担金 実費</p>	教育委員会 生涯学習課 社会教育係 (62)2310
アスリート、アーティスト養成事業	<p>町外の各種競技大会に出場するとき</p> <p>指導員講習等を受講するとき</p>	<p>芸術、文化、スポーツ活動に取り組む各団体及び個人が管内の代表として、全道、全国大会に出場する際の交通費、宿泊費、参加費などを補助します。</p> <p>道内 2万円限度 道外 5万円限度</p> <p>町内の芸術、文化、スポーツ活動の指導を行うための指導員講習等を受講する際の交通費、宿泊費、参加費、受講料などを補助します。</p> <p>道内 2万円限度 道外 5万円限度</p>	



住まいに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽を設置するとき	合併処理浄化槽の設置に要する費用相当額の一部を補助します。 <ul style="list-style-type: none"> ・5人槽 基準額 105万円の50% ・7人槽 基準額 130万円の50% ・10人槽 基準額 190万円の50% 	建設課 上下水道係 (62)4475
合併浄化槽設置整備事業排水施設設備資金貸付		上記事業に伴い、排水設備工事費の一部を町が指定する金融機関にて借入を行った場合は、その利子、手数料及び保証料を町が負担します。 【対象借入限度額】 <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備工事1件につき 50万円 	
木造住宅耐震改修補助金	木造住宅を耐震改修するとき	昭和56年5月以前に建設された2階建て以下の木造住宅にかかる耐震診断の結果、構造評点が1.0未満で倒壊の危険性があると判断された場合、耐震改修費用の一部を補助します。 【補助額】 ・上限額 30万円 ※耐震診断については、北海道の補助制度あり。	建設課 建設係 (62)4475
固定資産税の減額	住宅をバリアフリー改修したとき	高齢者や障がい者などの居住の安全性と介助を容易にするため、住宅をバリアフリー改修した場合に、その住宅の固定資産税を減額します。 【減額割合等】 固定資産税の3分の1を減額 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積100㎡相当分まで ・改修を行った翌年度分のみ ・新築された日から10年以上経過した住宅 ・平成32年3月31日までに改修を行ったもの ・補助金などを除く自己負担が50万円以上の費用を要するもの 	町民生活課 税務係 (62)4479
	住宅耐震改修をしたとき	建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事をした場合に、その住宅の固定資産税を減額します。 【減額割合等】 固定資産税の2分の1を減額 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積120㎡相当分まで ・改修を行った翌年度分のみ ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅 (平成32年3月31日までに改修を行ったもの) ・50万円以上の費用を要するもの 	

住まいに関すること

補助金の名称	こんなときに	補助・助成の内容	申請先 お問い合わせ先
固定資産税の減額	熱損失防止（省エネ）改修をしたとき	窓の改修工事または窓の改修工事と併せて行う床の断熱改修工事等の一定の省エネ改修工事をした場合に、その住宅の固定資産税を減額します。 【減額割合等】 固定資産税の3分の1を減額 ・床面積 120㎡相当分まで ・改修を行った翌年度分のみ ・平成20年1月1日以前から所在する住宅 ・平成32年3月31日までに改修を行ったもの ・50万円以上の費用を要するもの	町民生活課 税務係 (62)4479
民間賃貸住宅建設促進事業補助金	賃貸住宅を建設するとき	町内に町が定める規格に準拠した賃貸住宅を建設する場合に、建設費の一部を補助します。 【補助額】 ・上限額1,000万円 ・町内施工業者による建設 1坪あたり15万6千円 ・町外施工業者による建設 1坪あたり12万円	企画財政課 企画係 (62)4471



小清水町役場 企画財政課 ☎0152(62)4471
 〒099-3698
 北海道斜里郡小清水町元町2丁目1番1号
 代表 ☎0152(62)2311 FAX 0152(62)4198
 e-mail : zaiseigrp@town.koshimizu.hokkaido.jp